

処 分 基 準

平成27年 6 月 1 日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 例	第58条の 3 第 1 項
処 分 の 概 要	過積載車両に係る措置命令
原 権 者	警察官
法 令 の 定 め	警察官は、過積載（車両に積載をする積載物の重量が第57条第 1 項の制限に係る重量（同条第 3 項の規定による許可に係る積載物については、当該許可に係る重量）を超える場合における当該積載をいう。以下同じ。）をしている車両の運転者に対し、当該車両に係る積載が過積載とならないようにするため必要な応急の措置をとることを命ずることができる。
処 分 基 準	
問 合 せ 先	警察本部交通部交通指導課取締指導係（048-832-0110）
備 考	